

## 第52号議案

足立区花畠北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月21日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区花畠北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区花畠北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年足立区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「第2条第18号」を「第2条第20号」に改め、同条第6項を削る。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

### （提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正によるものほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。